明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三八一）　三
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三八二）　六
○水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三八三）　六
○下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令（三八四）　六

〔府　令〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府六五）　七

〔省　令〕
○対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（総務九三）　八
○ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する省令（農林水産八〇）　一七
○下水道法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七八）　一八

〔規　則〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委二〇）　一九

〔告　示〕
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示（国家公安委四〇）　四四
○地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく経営健全化計画の概要を公表する件（総務三九六）　四四
○ミカンコミバエ種群の緊急防除に関する告示（農林水産二五〇九）　四五
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（同二五一〇～二五一二）　四六

〔人事異動〕
防衛省　四七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四七
特殊法人等
独立行政法人北方領土問題対策協会
平成二十六事業年度財務諸表、企業年金連合会平成二十六事業年度決算等、税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　五三
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、公示送達関係　五四
会社その他
会社決算公告　五四

本号で公布された法令のあらまし

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三八一号）（警察庁）　五九
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第四五号）の施行期日は、平成二八年六月二三日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月二三日とすることとした。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三八二号）（警察庁）　六〇
一　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正関係　六〇
1　特定遊興飲食店営業に関する規定の整備　六〇
㈠　特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定に関する条例の基準　六〇
(1)　営業所設置許容地域の指定は、次のいずれにも該当する地域内の地域について行うこととした。（第二二条第一号関係）　六〇
イ　次のいずれかに該当する地域であること。　六〇
(ｲ)　店舗が多数集合しており、かつ、風俗営業等の営業所が一平方キロメートルにつきおおむね三〇〇箇所以上の割合で設置されている地域（以下「風俗営業等密集地域」という。）　六〇
(ﾛ)　その他の地域のうち、深夜において一平方キロメートルにつきおおむね一〇〇人以下の割合で人が居住する地域　六〇
ロ　次に掲げる地域でないこと。　六〇
(ｲ)　住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（以下「住居集合地域」という。）　六〇
(ﾛ)　住居集合地域以外の地域のうち、住居の用に併せて商業又は工業の用に供されている地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環境の保全につき特に配慮を必要とするもの　六一